

【平成28年度】

宇都宮市教育委員会の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
3 学校教育課の事務事業			
3.2 教職員グループ			
3.2.6 教職員の労務管理			
3.2.6.4 監査の結果			
教職員の労働時間の管理			
本市の各学校では、時間外勤務時間を記録として残していない。長時間労働という働き方を見直すためにも、時間外勤務時間も含めて、タイムカードの導入などの方法により、勤務時間を数値で記録し、確認できる体制作りに向けて、国の動向を踏まえつつ、任命権者である県教育委員会と協議しながら整備していく必要がある。	90	学校教育課	指摘を踏まえ、平成30年4月より、本市独自に市内全小中学校において時間外勤務時間の把握も含めた教職員の出退勤管理を開始しました。 なお、出退勤管理に客観性をもたせるため、職員室内のパソコンでExcelシートへの打刻による管理を行っており、勤務時間を数値で記録し、確認できる体制となるよう整備しました。
3.3 指導グループ			
3.4 学校いきいきグループ			
3.4.1 学校経営改善に関する検討委員会（学校経営支			
3.4.1.5 監査の結果			
検証可能で個別具体的な数値目標の設定について			
「児童生徒と向き合う時間の充実に向けた取組方針及び具体的施策」と「児童生徒と向き合う時間の充実に向けたアクションプラン」については平成28年度が最終年度となるが、今後、各種計画を策定するにあたっては、活動目標に加えて、できる限り検証可能な個別具体的な数値目標も設定し、活動の実施状況を検証すべきである。	125 ～ 126	学校教育課	平成30年2月に策定した「第2次宇都宮市学校教育推進計画」におきまして、活動の実施状況を検証できるよう、指標・補足指標・目標値を設定いたしました。
6 教育センターの事務事業			
6.1 情報教育事業			
6.1.2 システム管理運用事業			
6.1.2.2 監査の結果			
(1) セキュリティポリシーの改訂に関すること			
現在の学校教育情報を取り巻く環境に合わせた改訂を行うべきである。	163	教育センター	平成29年10月に文部科学省が策定したガイドラインを踏まえ、平成30年3月に現行のセキュリティポリシーを改定し、「第2次宇都宮市学校教育情報セキュリティポリシー」を策定しました。

【平成28年度】

宇都宮市教育委員会の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
1 教育企画課の事務事業			
1.2 学校規模の適正化事業			
1.2.1 「学校規模の適正化に向けた通学区域見直し実施			
1.2.1.5 監査結果			
現在の状況と課題を適切に把握し、従来実施してきた適正規模化に向けた見直し方法の効果を評価した上で、「実施計画」の見直しをする必要がある。	26 ～ 27	教育企画課	「学校規模の適正化に向けた通学区域見直し実施計画」につきましては、本計画に基づき、通学区域の変更や弾力化、小規模特認校制度などにより、学校規模の適正化を図っており、一定の成果を上げているところであります。 なお、「実施計画」の見直しにつきましては、ネットワーク型コンパクトシティや、それらに基づく市街化調整区域における新たな土地利用方針としての地区計画制度の考え方を踏まえながら、様々な視点から検討を行ったところであります。その結果、既存計画における学校規模の適正化の考え方で十分に対応できるものであると整理したことから、引き続き、既存計画で対応することといたしました。
3 学校教育課の事務事業			
3.2 教職員グループ			
3.2.6 教職員の労務管理			
3.2.6.4 監査の結果			
学校長の安全配慮義務			
業務に基づく健康被害が出ていない場合やその徴候が無い場合には、学校長に対する安全配慮義務（労働契約法第5条）違反となる過失は無いとの最高裁判所の判例はあるが、病気休職者について業務との関連性が認められる場合には、安全配慮義務違反を問われる可能性に留意する必要がある。	91	学校教育課	管理職者に勤務時間管理の意識を持たせるため、平成30年4月より、本市独自に市内全小中学校において教職員の出勤管理を開始し、管理職者が長時間勤務の状況を把握し、業務の偏りに配慮し、メンタルヘルスの観点から健康面の観察と指導を行うよう、校長への指導を徹底いたしました。